

平成27年3月25日

大学コンソーシアムやまがた  
幹事会各委員 殿

大学コンソーシアムやまがた  
幹事会委員長 安田弘法

大学コンソーシアムやまがた臨時幹事会（持ち回り）の結果等について（報告）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成27年3月16日付け文書によりお諮りしました審議事案 平成27年度「高等教育山形宣言プロジェクト」支援助成金交付要綱（案）については、下記のとおり意見がありましたので、別添のとおり修正案をお送りいたします。

本案について意見がありましたら3月27日（金）まで事務局にお知らせ願います。

また、意見がない場合は了承していただいたものとして取り扱うことにいたしますので承知願います。

#### 記

##### 1 第4条第2項について

「前項各号の書類に、当該費用が明らかになるように記載しなければならない。」とありますが、第1号、第4号にも記載が必要なのでしょうか。もし、必要が無いとすれば、「前項第2号及び第3号の書類に～」の方が分かり易いと思います。

→修正する。

##### 2 第9条第2項について

後段の「この場合、～」の読替え既定は必要でしょうか。読替え既定を置かなくとも同じ効果があり、誤解を生じることは無いと思います。（あるとだめというものではありません。）

→修正する。

##### 3 第10条第2項について

「指定口座」は、固有名詞としての「指定口座」というものがあるのでしょうか。解

らないのでお尋ねします。もし、助成金の額の確定を通知する書類等において委員長が指定する口座のことであれば、「委員長が指定する口座」の方が分かり易いと思います。その場合にも一緒に返還の期限を通知すると理解してよろしいでしょうか。

なお、第8条では特に口座についての記載がないので、第10条第2項でも記載を省くと統一感があると感じます。

→「指定口座」を「委員長が指定する口座」に修正する。

—担当—

大学コンソーシアムやまがた事務局

鈴木

TEL : 023-628-4842

e-mail: unicon@jm.kj.yamagata-u.ac.jp